

中小企業 物価高騰対策支援 事業

下記の要件を満たす場合

物価高騰の影響を受けている中小・小規模事業者に対し

10万円を給付します。

申請期間

令和8年8月31日(月)まで ※消印有効

対象要件

令和8年1月から令和8年6月までの対象期間のうち、以下のどれか一つに該当すること。

01

対象期間のうちの
ひと月の**売上**が、
令和4年(2022年)1月から
令和7年(2025年)6月までの
いずれか1年との同月比で
30%以上減少した
月があること。



02

対象期間のうちのひと月の
仕入れ額または**経費**が、
令和4年(2022年)1月から
令和7年(2025年)6月までの
いずれか1年の同月を超え、
かつ**利益**(売上-仕入れ額
または**経費**)が
10%以上減少
していること。



03

対象期間のうちのひと月の
**光熱費(電気・ガス
のいずれか)**が
令和4年(2022年)1月から
令和7年(2025年)6月までの
いずれか1年との同月比で
20%以上増加した
月があること。



※令和7年1月から令和8年4月までの間に新規創業した事業者については、創業以降の任意のひと月と、その月以降の対象期間のいずれかの月との比較でも可とする。

対象者

市内に主たる事業所がある中小、小規模事業者。今後も市内で事業継続をする意思があること。

- 《法人》 ● 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
● 苫小牧市内に本店または支店登記を行っている、もしくは法人税の納税地(本店又は主たる事業所の所在地等)が苫小牧市であること。
- 《個人》 ● 住所又は、所得税の納税地が苫小牧市であること。

申請先

〒053-0022 苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル テナント棟3階

苫小牧市産業経済部商業振興課 中小企業物価高騰対策支援 担当

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 市役所本庁舎7階

苫小牧市産業経済部工業・雇用振興課

※持参、郵送どちらも可

▼詳細はこちら



お問い合わせ先

TEL:0144-32-6447 8:45~17:15(平日)

苫小牧市産業経済部商業振興課では、各種支援策のご案内やご相談を受け付けています。

苫小牧市中小企業物価高騰対策支援事業のご案内

必要書類



01

申請書兼誓約書

- 市ホームページ(お問い合わせ先に記載したQRコード)で御確認ください。
- 申請書類は、ふれんどビルテナント棟3階商業振興課、市役所本庁舎7階工業・雇用振興課でも配布します。
- 今後も市内で事業継続の意思があることを確認します。

02

市内に主たる事業所があることがわかるもの

- 《法人》●直近の法人税確定申告書の写し(別表一)
(注)確定申告書がない場合や納税地が市外の場合、履歴事項全部証明書又は定款の写しの提出にて、本店又は支店の所在地が苫小牧であることを確認。
- 《個人》●直近の所得税確定申告書の写し(第一表)
(注)確定申告書がない場合は、「課税証明書」や「道・市民税の申告書」の写し等、事業収入があることが確認できるもの。
- 本人確認書の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

03

通帳の写し

- 支援金の振込先/金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)がわかるページ
- ※過去に本市が実施した「事業継続支援事業」の給付を受けた事業者は、振込先が同一の場合に限り、提出を省略することができます。

04

令和8年1月～令和8年6月までのいずれか1か月の売上又は光熱費がわかる帳簿等の写し

- 売上:手書きのものでも可。その場合は住所と事業者名がわかるように記入を願います。
- 電気、ガス:領収証等の写し(請求額、契約者、使用月、供給会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガス使用量のお知らせなど)

05

対象月の4年前までのいずれか1年の同月の売上又は光熱費がわかる帳簿等の写し

- 売上:手書きのものでも可。その場合は住所と事業者名がわかるように記入を願います。
- 電気、ガス:領収証等の写し(請求額、契約者、使用月、供給会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガス使用量のお知らせなど)

※

利益減少で申請する場合、以下の書類を追加で提出

- 売上で提出した同年同月の仕入れ額、経費が分かる書類
(例) 法人:損益計算書、法人事業概況報告書等、個人:月別明細書(各自作成)、収支内訳書、青色申告決算書等
(注)月別が無く、年間の数字を証明できる物しか無ければ、稼働月分割でひと月分とみなします。

※

令和7年1月～令和8年4月に新規創業した事業者は、以下の期間で比較することも可

- ① 創業以降の任意の1カ月
 - ② ①の翌月以降かつ令和8年1月から令和8年6月までの間の1カ月
- (注)その場合は創業した年月日が分かる書類(個人は開業届、法人は履歴事項全部証明書等)を提出願います。

審査過程において、上記以外の書類の提出をお願いする場合もあります。

対象外業種

- 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年苫小牧市条例第33号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当するもの
- 法人税法別表第一に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 宗教上の組織若しくは団体 ●政治団体
- 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの



注意!! 支援金の不正受給は犯罪です!!

とま子ヨッパ
©2011 苫小牧市